

# 平成25年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
12月24日(火)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長の挨拶	5
○管理者の挨拶	5
○議事日程の報告	6
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程について	7
○日程第4、坂戸都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する 条例制定の件(議案第12号)	7
○日程第5、坂戸、鶴ヶ島下水道組合延滞金徴収条例の一部を改正する条 例制定の件(議案第13号)	7
○日程第6、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制 定の件(議案第14号)	7
○日程第7、平成25年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第 1号)を定める件(議案第15号)	7
○日程第8、一般質問	12
○議長の挨拶	20
○管理者の挨拶	20
○閉会の宣告	21

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第28号

平成25年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年11月22日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 石 川 清

記

1 期 日 平成25年12月24日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

---

○会 期

平成25年12月24日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	出 雲	敏 太 郎	議 員	2 番	松 尾	孝 彦	議 員
3 番	猪 俣	直 行	議 員	4 番	藤 野	登	議 員
5 番	杉 田	恭 之	議 員	6 番	小 澤	弘	議 員
7 番	齊 藤	芳 久	議 員	8 番	石 井	寛	議 員
9 番	長 谷 川	清	議 員	10 番	井 上	勝 司	議 員
11 番	大 曾 根	英 明	議 員	12 番	吉 岡	茂 樹	議 員

不応招議員（なし）

## 平成25年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

平成25年12月24日（火曜日）

○議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

(1)現金出納検査の結果について（監査報告第4号）

(2)平成25年度定期監査の結果について（監査報告第5号）

(3)議事説明者について

日程第 4 議案第12号 坂戸都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 5 議案第13号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合延滞金徴収条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 6 議案第14号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 7 議案第15号 平成25年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件

日程第 8 一般質問

午前10時00分開会

出席議員（12名）

1番	出雲敏太郎	議員	2番	松尾孝彦	議員
3番	猪俣直行	議員	4番	藤野登	議員
5番	杉田恭之	議員	6番	小澤弘	議員
7番	齊藤芳久	議員	8番	石井寛	議員
9番	長谷川清	議員	10番	井上勝司	議員
11番	大曾根英明	議員	12番	吉岡茂樹	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	石川清	副管理者	藤縄善朗
監査委員	黒岩正明	会計管理者	宮寺祥仁
事務局長	森田進一	参与（兼事務取扱）	吉田文夫
副参与（兼業務課長事務取扱）	新井正美	副参与（兼維持管理課事務取扱）	矢作芳和
総務課長	宇津木優明	企画調整課長	千葉峰男
業務課副課長	中田真一	建設課長	高山淳
建設課副課長	田中隆		

事務局職員出席者

書記	岡本義徳	書記	勝田恭正
書記	橋本直明		

### ◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 藤野 登議長 現在の出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しております。ただいまから平成25年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



### ◎議長の挨拶

- 藤野 登議長 開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、年末の何かとお忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のため、まことに喜ばしい次第でございます。

また、先般行われました鶴ヶ島市長選挙におきまして当選されました副管理者の藤縄鶴ヶ島市長におかれましては、心からお祝い申し上げますとともに、本組合発展のためご尽力いただきますようお願い申し上げます。

本日提案されております議案は、坂戸都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例制定の件のほか重要議案が提出されております。

何とぞ慎重ご審議をいただき、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。



### ◎管理者の挨拶

- 藤野 登議長 管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

- 石川 清管理者 おはようございます。

本日ここに、平成25年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、師走の極めてご多用の中、ご健勝にてご出席を賜りまして、ここに議会の成立を見ることができましたことは、本組合発展のため、まことにご同慶にたえないところでありまして、衷心より厚くお礼を申し上げます。

本定例会に当たりましては、先般の鶴ヶ島市長選挙におきまして、市民の信託を得て再任されました副管理者の藤縄鶴ヶ島市長に対し、心よりお祝いを申し上げますとともに、本組合発展のためご尽力いただきますようお願い申し上げます。

また、坂戸、鶴ヶ島下水道組規約第8条第2項の規定に基づき、坂戸市長と鶴ヶ島市長による協議を11月5日に行いまして、従来どおり坂戸市長が管理者に、鶴ヶ島市長が副管理者に就任をいたしましたので、ここにご報告申し上げます。

本年度も第3・四半期を終えようとしておりますが、本組合では汚水中央幹線工事を初めとする下水道

管渠の整備により、なお一層の普及率向上に向け、鋭意努力しているところであります。議員各位におかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

本日ご提案申し上げます議案は、平成25年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件のほか3件でございますが、いずれも本組合運営上重要な案件であります。何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論をいただきますよう心からお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願いをいたします。

---

◇

### ◎議事日程の報告

○藤野 登議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

---

◇

### ◎会議録署名議員の指名

○藤野 登議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

9番 長谷川 清 議員

10番 井上 勝 司 議員

を指名いたします。

---

◇

### ◎会期の決定

○藤野 登議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、平成25年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

◇

### ◎諸報告

○藤野 登議長 日程第3、諸報告をいたします。

初めに、監査委員より、平成25年8月分から10月分に係る現金出納検査の結果の報告及び平成25年度定期監査の結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。



### ◎日程について

○藤野 登議長 お諮りいたします。

日程第4、議案第12号 坂戸都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例制定の件から日程第7、議案第15号 平成25年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件までを一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。



### ◎議案第12号～議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野 登議長 日程第4、議案第12号 坂戸都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例制定の件から日程第7、議案第15号 平成25年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○石川 清管理者 ただいま議題となっております議案第12号から議案第15号につきまして、順次提案の理由を申し上げます。

なお、関連のあります議案につきましては、一括して申し上げたいと存じます。

まず、議案第12号 坂戸都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第13号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合延滞金徴収条例の一部を改正する条例制定の件であります。地方税法の一部改正により地方税の延滞金の割合が変更されたことを踏まえ、本案を提出した次第であります。

次に、議案第14号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件であります。消費税法の改正に伴い、税率が引き上げられたこと等を踏まえ、本案を提出した次第であります。

次に、議案第15号 平成25年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件であります。歳入歳出それぞれ1億3,267万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億6,467万2,000円にし

ようとするものであります。

歳出の主な内容を申し上げますと、人件費につきまして、7月からの職員の給与の減額措置及び平成25年度の人事異動により、過不足が生じているため、所要の調整を行うことといたしました。総務費関係につきましては、平成24年分の消費税の確定申告を行った結果、年度内に支払う納付額に不足が生じたため、必要な経費を措置することといたしました。

汚水建設費関係につきましては、2カ年の継続事業として実施している石井水処理センター中央監視制御装置更新工事委託につきまして、交付金の追加が決定したため、26年度分の一部事業を前倒して実施するため、必要な経費を措置することといたしました。

これらの歳出に見合う財源といたしましては、構成市負担金、国庫支出金、組合債、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

また、11月15日に東京電力株式会社より、放射能事故に係る3回目の賠償金が組合に入金されたため、その用途について構成市と協議を行い、今後の必要性に備え、前回と同様に下水道整備基金に積み立てることといたしました。

次に、債務負担行為の補正につきましては、現在債務負担行為を設定し、複数年契約を締結している3件の契約について、消費税率の改正に伴う3%相当分に不足が生じるため、新規に追加設定を行うことといたしました。

以上、提案の理由を申し上げますが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○藤野 登議長 これより各案件につき、単独質疑、討論、採決を行います。

初めに、日程第4、議案第12号 坂戸都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○藤野 登議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○藤野 登議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第13号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合延滞金徴収条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○藤野 登議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○藤野 登議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第14号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 12番、吉岡茂樹です。ただいま議題となっております議案第14号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件について質疑を行います。

1点お聞きしておきますけれども、これについては来年の4月から消費税が3%増税になるというふうなことに関連するものだというふうに理解をしているのですが、これに対する影響額、これはどういうことになるのかお聞きいたします。

○藤野 登議長 新井副参与。

○新井正美副参与 お答えいたします。

年間どのぐらいの額となるかということでございますが、平成25年度の現年度予算額で申し上げますと、予算現額としまして14億8,700万円でございます。このうち消費税額が約7,000万円含まれてございます。その消費税を抜きますと14億1,700万円となりまして、こちらの金額に改正されます消費税率8%を乗じて算出しますと15億2,900万円となりまして、その差額としまして4,200万円の増額となります。

以上でございます。

○藤野 登議長 ほかに。

〔「なし」の声〕

○藤野 登議長 これより討論に入ります。

最初に、本案に反対の者の討論を求めます。

12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 12番、吉岡茂樹です。ただいま議題となっております議案第14号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件について、反対の討論を行います。

本条例の提案理由は、社会保障安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改定を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税の税率が引き上げられることにより、本組合の使用料にその増税分を転嫁するというものであります。

来年4月からの消費税率8%増税は、税率を3%引き上げるだけでも8兆円を超える史上最大の大増税です。国民多数の声を踏みつけにした増税に強い怒りの声が上がりました。安倍首相は、消費税増税で深刻な景気悪化が起きることを認め、そのために復興特別法人税の廃止を含めると6兆円規模の経済対策を行うことを表明しました。安倍内閣が進める経済対策は、大型公共事業の追加とともに、復興特別法人税

の廃止や投資減税などの大企業減税が大半を占めています。そして、提案理由にある社会保障には、わずか1%程度きり回りません。所得が大きく減っている国民から8兆円も奪い、270兆円にも及ぶ巨額の内部留保を抱える大企業に減税をばらまくというのは、道理のかけらもないと考えます。公務員給与を初め働く人たちの月給が15カ月連続で減り続けるなど、国民の所得が大きく減少したもとでの増税は、国民の所得と消費の落ち込みが続き、国内の需要も企業の投資も減退させ、企業内部の剰余資金だけが積み上がるという日本経済の病状を悪化させるだけだと考えます。

坂戸、鶴ヶ島両市民の暮らしも厳しさを増しています。当組合では、平成22年度に平均37%の使用料金の値上げが行われましたが、本議案は、その使用料にさらに3%の消費税増税を転嫁するというものです。その影響額は4,200万円の増であります。現在、値上げした使用料を引き下げを求める声がある中で3%増税は絶対に認めることはできません。

以上申し述べ、本議案に対する反対討論とします。

○藤野 登議長 次に、本案に賛成の者の討論を求めます。

5番、杉田恭之議員。

○5番(杉田恭之議員) 5番、杉田恭之でございます。ただいま議題となっております議案第14号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、賛成の立場で討論を行います。

消費税等の税率は、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律等により、平成26年4月1日から8%に引き上げることとなっております。消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担をいただく税であり、消費税の円滑かつ適正な転嫁への取り組みが重要であると考えております。

今回の改正は、消費税法の趣旨を勘案し、8%を転嫁することについてご利用者にわかりやすく規定したものと理解しております。また、公衆浴場用等の用途についても、明確に規定されました。

厳しい社会経済情勢ではありますが、ご利用者様に対し適切な負担を求めるものであると理解し、本案に対する私の賛成の討論といたします。

以上です。

○藤野 登議長 ほかにございませんか。

〔「なし」の声〕

○藤野 登議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤野 登議長 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第15号 平成25年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第1号)を定める件に対する質疑に入ります。

12番、吉岡茂樹議員。

○12番(吉岡茂樹議員) 12番、吉岡茂樹です。ただいま議題となっております議案第15号 平成25年度坂

戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

1点、先ほど提案の中で説明がありましたけれども、4ページの弁償金、これは東京電力の福島第一原発事故に関連するものだというふうなことですけれども、3回目というふうなことであります。この総額は幾らになるのか、1点お聞きをしておきます。

○藤野 登議長 矢作副参与。

○矢作芳和副参与 お答え申し上げます。

過去に3回請求をしてございます。その合計でございますが、2億113万4,713円となっております。以上でございます。

○藤野 登議長 12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） それで、この補正予算に計上されている金額については、3回目というふうなことでございますけれども、いわゆる東電の福島第一原発事故関連の賠償関係というのは、これが最終というふうな考えてよろしいのですか。

○藤野 登議長 矢作副参与。

○矢作芳和副参与 お答え申し上げます。

汚泥処分に関しまして、これで最後になります。そのほか放射能の測定はまだ続けておりますので、その辺は引き続き請求をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○藤野 登議長 12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 汚泥についてはこれが最終だということです。測定は継続されると。ただ、当初、いわゆる焼却灰にかなりの放射能が含まれているというふうなことで、これが残っているのではないかとというふうに思いますけれども、この処置についてどういうふうな考えているのですか。

○藤野 登議長 矢作副参与。

○矢作芳和副参与 保管してある焼却灰なのですが、処分先が見つかりましたので、処分の方向で今検討している、契約の準備をしている最中でございます。それにつきましても請求のほうはさせていただきたいと考えております。

以上です。

○藤野 登議長 他に、ありませんか。

〔「なし」の声〕

○藤野 登議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○藤野 登議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○藤野 登議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎一般質問

○藤野 登議長 日程第8、一般質問を行います。

通告者は2人であります。

なお、質問時間については、議会運営についての申し合わせ事項により、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

順次質問を許します。

最初に、2番、松尾孝彦議員。

○2番（松尾孝彦議員） 2番、松尾孝彦です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

災害時の備えとしての下水道に係る業務の継続について、大規模な地震発生時には、トイレが使えなくなることや衛生環境、生活排水や雨水の処理機能など、市民生活への影響を最小限に抑制し、下水道機能を継続していくための対策が必要とされています。いつ起こるかわからない災害の備えとして、以下2点について伺います。

1、災害時の具体的なマニュアルについて。

2、「下水道BCP」への取り組みについて。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○藤野 登議長 森田事務局長、答弁。

○森田進一事務局長 松尾議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の災害時の具体的なマニュアルにつきましては、平成18年3月に策定しております災害時職員の行動マニュアルという形で作成してございます。なお、災害時につきましては、構成市と連携をとりまして、備えているところでございます。

2点目の下水道BCP事業継続でございますけれども、その取り組みにつきましては、下水道施設が市民にとって電気、ガス、水道、重要なライフラインの一つでございます。災害時におきましても機能を維持、または早期回復というような不可欠な部分がございます。これにつきましては、当組合におきまして下水道施設のBCP検討会を設置いたしまして、平時による災害に備えるために、災害時職員マニュアルの整備を図り、年内に策定する計画で取り組んでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

2番、松尾孝彦議員。

○2番（松尾孝彦議員） それでは、再質疑させていただきます。

まず、1番目の災害時の具体的なマニュアルについてご説明ありましたが、中身についてちょっと伺いたいのですが、地震や大雨などの災害時における役割分担や人員体制など、非常時にはどのように対応す

るのかについてちょっとお示してください。

○藤野 登議長 森田事務局長、答弁。

○森田進一事務局長 大雨、それから震度4以上の地震が発生した場合、情報収集を行います。ただ、組合の職員がおりませんので、まず初めには職員の安否確認を実施する段階でございます。その次に、災害等警備態勢第1配備をとります。災害等警備態勢の第1配備につきましては、直ちに災害対策本部を設置しませんけれども、関係機関と連絡をとりまして、2カ所の下水処理場、2カ所の汚水ポンプ場、それから污水管につきましては500キロ管理をしております。なお、また3つの雨水ポンプ場が被害の状況を情報収集というような段取りになります。人員の配置につきましては、2班構成で行いまして、1班を9名ずつ18名の配置という形になります。

また、震度5以上の地震が発生した場合には、災害時警戒態勢第2配備をとります。直ちに災害対策本部を設置して、関係機関と密接な連携体制と的確な対応活動を行うことで、29名体制を行います。非常時につきましては、全職員39名の体制となります。

次に、大雨の洪水注意報が発令された場合、警戒態勢をとる必要がある場合については、準備態勢として維持管理、総務関係で5名の配置を行います。また、大雨洪水警報災害のおそれがある場合には、坂戸樋管、それと浅羽野排水機場、大谷川排水機場など、高麗川と越辺川の水位の情報を収集します。荒川工事事務所、国との連携をとりまして、各樋門の内水排水のポンプの運転準備をできるように、警戒態勢第1配備18名を配置する計画になっております。

さらに、危険のおそれがある場合につきましては、関係機関と連携をとりまして、樋門の閉鎖、内水排水のポンプの運転、こういう形で警戒態勢第2配備29名の配置と、さらに激甚災害となった場合には、全職員の対応というような形になっております。

以上でございます。

○藤野 登議長 2番、松尾孝彦議員。

○2番（松尾孝彦議員） それで、こういう災害のときの坂戸市と鶴ヶ島市の防災担当との連携についてはどうなっているのでしょうか。

○藤野 登議長 森田事務局長、答弁。

○森田進一事務局長 事務局長が坂戸市、鶴ヶ島市の防災委員に任命されております。両市で行われる防災会議、あるいは防災訓練に出席しておりまして、常に連携をとっているところでございます。

なお、両市の地域防災計画で下水道組合の位置づけでございますが、耐震性に考慮した下水管渠の設計、施工を今現時点で行っております。災害があった場合には、速やかな下水道施設の復旧をなささいというような計画になっております。

以上です。

○藤野 登議長 よろしいですか。

2番、松尾孝彦議員。

○2番（松尾孝彦議員） 続きまして、非常時にトイレが使えなくなることなどがありますが、これらの周知についてはどのようにされるのかお聞かせください。

○藤野 登議長 森田事務局長、答弁。

○森田進一事務局長 非常時のトイレ使用不可能というような周知でございますけれども、坂戸市、鶴ヶ島市の災害対策本部と連携をとって進めているところでございます。現計画におきましては、構成市が計画している中では、坂戸地区衛生組合を通じた仮設トイレを設置するような計画になっております。ただ、この方法ですと、くみ取り便所の数の限界、それとバキューム車といいますか、吸引車両の絶対数が少なくなっていく問題がございます。

当組合につきましては、11万人の汚水処理を行っている中で、近郊の都市を視察しますと、公共下水道区域につきましては、避難所、公園等に防災井戸を設置し、水を確保して公共下水道に配管をつなげた被害のない公共下水道区域にトイレベンチ、あるいはマンホールポンプを設置しているような状況でございます。長い期間そういう災害に対して対応できるトイレ等の利用できる方法を考えているようです。構成市につきましては、必要に応じて説明し、このようなことを提案していきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野 登議長 よろしいですか。

2番、松尾孝彦議員。

○2番（松尾孝彦議員） また、再度確認ですが、行動マニュアルは策定されているのでしょうか。

○藤野 登議長 森田事務局長、答弁。

○森田進一事務局長 先ほど申し上げましたとおり、平成18年3月に職員の災害時職員行動マニュアルを設置してございます。

以上です。

○藤野 登議長 よろしいですか。

2番、松尾孝彦議員。

○2番（松尾孝彦議員） では、続きまして、2番の「下水道BCP」への取り組みについてですが、災害時に下水道に係る業務を短時間で機能を再開し、事業を継続するために業務継続計画が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○藤野 登議長 森田事務局長、答弁。

○森田進一事務局長 下水道BCP策定につきましては、本年、下水道議会の研修、仙台等を視察しました。その中でいろいろな情報があつたわけでございますけれども、埼玉県の指導的には勉強会等を行っております。その中で6月、12月、勉強会を行ったのですけれども、各市の状況を見ますと、56団体中2団体がこのBCPの策定を行っているようでございます。

下水道BCP策定につきましては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合施設のBCP策定検討会を組合内部に設け、平時、災害に備える災害時職員行動マニュアルと整合を図りながら、今後年度内に策定する計画で取り組んでおります。取り組みの内容といたしましては、業務継続計画につきましては、1つとして、下水道BCPの趣旨と基本方針、2つとして、非常時対策の基本的な事項、3つとして、非常時対策計画、4つとして、事前対策計画、5つとして、訓練、維持管理計画、6つとして、計画策定の根拠とした調査、分析、検討の施設全体の基本計画と行動計画を策定する予定です。

なお、今回策定する計画につきましては、今後、毎年見直しを行い、継続的にレベルアップをし、最新

の業務継続計画を策定することにより、下水道事業の影響を最小限下水道機能を継続していく必要があると考えてございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

2番、松尾孝彦議員。

○2番（松尾孝彦議員） 危機管理体制のさらなる強化をお願いして、私の一般質問を終わります。

○藤野 登議長 次に、12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 12番、吉岡茂樹です。通告に従い、一問一答方式で一般質問を行います。

当組合は、平成22年に平均37%の使用料金値上げを行いました。市民の所得が下がり続ける中で、平均37%の料金値上げは、市民生活にとって大きな負担となっております。また、本議会でも先ほど来年度4月からの消費税増税3%を転嫁する。この議案が可決しております。そういう意味で下水道料金の引き下げを求める市民の声は、日増しに高くなっているのが実態だというふうに考えます。ぜひ引き下げを考えてほしい、こういう視点で質問をいたします。

1点目は、坂戸、鶴ヶ島両市民の生活実態について、どのように認識をされているのかお伺いをします。

2点目は、平成22年の下水道料金値上げは、どのような財源構成で実施をされたのか。つまり、両市負担金や料金の関係です。その理由についてもお伺いをします。

それから、3点目は、平成22年の値上げの影響は、その後の本組合の決算にどのようにあらわれているのか。例えば滞納者がふえるような、そういうふうな状況はないのかどうか、お伺いをします。

4点目は、料金体系を値上げ以前に戻すためには、財政措置をどのようにすれば可能なのか、両市負担金と下水道料金との関係についてお伺いをします。

○藤野 登議長 森田事務局長、答弁。

○森田進一事務局長 吉岡議員さんの一般質問にお答えいたします。

1点目の市民生活の実態認識ということでございますけれども、構成市の市民生活の状況につきましては、市民の方々の所得、雇用状況につきましても厳しい状況が続いているものと認識しております。そうした状況の中、構成市の平成22年の3月の意識調査の報告書の中では、下水道事業に関する項目では、40年以上下水道事業を待ち望んでいる市民もいらっしゃいます。まだまだ投資しなければならない地域もございます。住民が安心して快適に暮らせる生活環境の実現に向けた構成市協議を行い、市民に健全な下水道事業の運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、2点目の平成22年の下水道使用料値上げは、どのような財源構成で実施されたのかというご質問でございますけれども、総務省等の指導では、適正な使用料、11万人が処理している汚水処理場、汚水ポンプ場、管渠施設の維持管理と資本費の借金分、元利償還金の合計のこれら経費に賄う財源として、使用している受益者から下水道使用料を徴収し、独立採算の経営をするような指導を受けております。しかし、現状では、受益者の方から自主財源、下水道使用料だけでは賄い切れない現状で、構成市から多額の下水道会計への税金を繰り入れ、赤字を補填している状況であります。現在も赤字補填は続いている状況でございます。

3点目の平成22年の値上げの影響、その後の本組合の決算にどのようにあらわれているかというような

状況でございますけれども、維持管理費と資本費の合計であります。汚水処理費と使用料収入との比率、経費回収率でございますけれども、改定前の平成21年度は57%の回収率でございます。24年度につきましては、75%という形で改善されている状況でございます。

また、値上げによりまして滞納者がふえたのかの質問でございますが、未納者の調定件数を見ますと、変化はございません。使用料を支払わない人がふえたことではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目の料金体系を値上げ以前に戻すには、財政措置をどのようにすれば可能かというご質問でございますが、先ほど来から答弁したとおり、下水道事業は、公的には公営企業に位置づけられており、公共下水道を使用している方々から徴収する使用料である経費を賄う独立採算で会計を行うこととなっております。雨水処理に要する経費、また公費負担、税金として負担しております。汚水処理に要する経費につきましては、受益者負担で賄うのが大原則という形になっております。汚水処理に要する経費の中で、総務省の繰り出し基準というのがございます。これは通達でございますので、公費負担税で負担していただいている分がございます。汚水処理費においても公費負担で負担をしていただいている部分もございます。その基準以上に税金が下水道会計へ繰り出している負担となっております。したがって、構成市にさらなる負担増を見込むわけにはいかない状況となっております。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 一通りの答弁をいただきました。一問一答で再質問を行っていきます。

市民生活の実態については、厳しいというふうな認識が示されました。それで、下水道料金引き下げのためには、両市の一般会計からの繰り入れ、これをふやす以外にないというふうに私は考えます。答弁の中では、総務省などの指導の答弁があったわけですが、基本的には独立採算の経営、こういうことがあるということです。これは雨水処理は公費、汚水処理はいわゆる受益者負担、これが大原則だというふうなことですけれども、再度、この原則から両市からの繰り入れは困難だと、できないのだというふうなことなのかどうか、1点お伺いしておきます。

○藤野 登議長 森田事務局長、答弁。

○森田進一事務局長 お答え申し上げます。

下水道使用料につきましては、総務省の見解等下水道事業の原則、雨水は公費、汚水は私費という形で受益者負担をしていただいて、使用料で賄っていくのが原則です。自分で使っているものは自分で負担する原則から、構成市の不特定多数の負担をしていただいている税金からの下水道会計への繰り入れをふやすということは、現状ではできない状況です。

以上です。

○藤野 登議長 よろしいですか。

12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 両市からの繰入金は、市全体の納税者が負担している税金だから、市街化区域内の下水道事業にそれ以外の区域の方の税金を入れることは不公平だということですね。しかし、私は、下

水道事業のそもそもの目的というのは、市街化区域あるいは調整区域、こういうふうに分割された地域に限定されるものではないというふうに考えます。それこそ全体の環境保全、こういう視点での事業ではないかというふうに考えます。そういう意味から、先ほどの答弁、これは市街化区域や調整区域内の市民の人たちを対立させる議論になりかねないというふうに私は思うのです。確かに総務省の指導は、雨水処理は公費、汚水処理は受益者負担、これを原則としているということは私も理解をします。しかし、先ほどの答弁の中に、総務省の繰り出し基準の通達、こういう答弁がありましたけれども、この通達は、いわゆるその原則一辺倒ではないというふうに私は理解をします。この通達に基づいて、さらに両市の繰入金をつやす、このことはできないのか1点お伺いしておきます。

○藤野 登議長 森田事務局長、答弁。

○森田進一事務局長 総務省の通達、繰り出し基準でございますけれども、本来ならば総務省の通達の中では、毎年この内容が変わってございます。まず、雨水処理費につきましては公費、それと公共水域に流れる分がございまして、これにつきましては、水質規制費という形で税金の負担を見込んでおります。それと、公共下水道につなぐ部分につきましては、水洗便所の普及費という形で河川に流れている、公共水域に浄化槽から流れている方々につきましても、早く下水道が整備されたらつないでほしいという形で、水洗便所普及費というのが公費負担になります。

それと、組合の場合には下水道組合につきましては、分流式を行っています。汚水は汚水、雨水は雨水という管で接続されております。その中で不明水というのが地下水がございまして、あと雨水がございまして、その分につきましてもやはり計画以上に入った分は、税金で負担していただきたいというような総務省の内容でございまして、あと起債につきましても、特例債とかそういうものの公費負担がございまして、あと分流式に要する経費の中では、やはり公共水域のほうに流れてくる部分、あるいは個人負担で負担をしていかななくてはいけない部分、私費で負担をしていかななくてはいけない部分、そういうものがわからない部分でございまして、それとしては、総務省としては分流式に要する経費として、税から負担をしていただくと、それ以上に坂戸、鶴ヶ島の費用につきましては、総務省につきましては、基準内繰り入れというのが今先ほどから雨水から分流式まで申し上げましたが、これが基準内繰り入れというような状況です。

それと、基準外繰り入れというのがございまして、これは、構成市と協議を行いまして、繰り入れてもらっている額です。これは、下水道会計としては、相当の額がございまして、その中で構成市と協議の中では、基準内繰り入れはいただきますよと、ただ基準外繰り入れにつきましては、極力抑制していただきたいと、そういうような形で、この総務省の通達がございまして、そういう中で公費負担につきましては、一部はございまして、それ以上にあると、組合の場合にはありますので、ぜひとも公費負担をつやす、これ以上つやすということではできないという答弁になります。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 繰り出し基準以上に基準外として負担が来ているというふうなことです。私もこれ、基準内の繰り出し、あるいは基準外の繰り出し、これについては全く否定するところではありません。特に基準外の繰り出しについては、各下水道組合が持っている歴史的な背景、どういうふうな状況で今ま

で進んできているかと、そういうふうなものが非常に大きく左右されているのだろうというふうに理解をしますけれども、1点、この繰り出し基準を整理する意味で確認をしておきたいというふうに思います。

実は、平成18年の3月に、総務省の自治財政局の地域企業経営企画室が今後の下水道財政のあり方に関する研究会、この報告書を出しております。確かに第1次のこの報告書の時点では、先ほど局長のほうから答弁があったように、雨水公費、污水私費、こういうことで、当時は合流式が70%、大半を占めていた。分流式が30%だったと。しかし、その後、昭和45年に下水道法が改正をされていますが、それ以降、分流式が70%以上を占めると、そういうふうな状況になって、逆転をしてきている。資本費の7割を雨水分とした地方財政措置を合理的に説明することが総務省としても困難になったという見解を示しています。分流式下水道というのは、公共用水域の水質保全の効果が非常に高い。公的便益がより大きく認められると、そして污水資本費の増嵩分に対しては、公費負担とすべきだというふうにして、まとめの中では、これまでも一般会計からの繰り出しがされてきたが、さらに合理的な制度となるよう見直しを行い、今後同様の財政措置を講じていくことが必要であるというふうにしております。

この内容は、大きくはやはり下水道事業というのは環境保全の立場を明確にしているというふうに言えると思います。ですから、そういう意味で市全体の納税者が負担をしている税金だから、市街化区域内の下水道事業にそれ以外の区域の方の税金を入れることは不平等だと、こういうことは画一的に当てはまらないというふうに思いますけれども、この辺について1点確認をしておきたいというふうに思います。

○藤野 登議長 森田事務局長、答弁。

○森田進一事務局長 平成18年3月、総務省等の通達等でございますが、以前は合流式が多かったわけです。東京都下におきましても、この辺では飯能、合流式がございました。これは、公費負担をどれだけしたらいいかという考え方で研究会が行われまして、約7割ぐらいがそういう方向だろうという形で、雨が降ると合流式の場合は河川に流れてしまいます。ただ、分流式の場合は、污水处理費として全部かかかってきてしまいます。使用料が受益者が払うような形になります。

こういう中で総務省としては見直しを行いまして、先ほど言いましたように分流式に要する経費というような文言が入ってきております。これにつきましても、繰り出し基準の中では、この18年の3月から24年まで、いろいろと改正が行われまして、先ほど答弁いたしました雨水処理、それから水質規制費、水洗便所の普及費、それから不明水、それから分流式というような内容で通達がありまして、組合といたしましては、これに従って基準内、基準外というような形で構成市と協議を進めておるところでございます。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 私は、そういう全体の環境保全と、そういうふうな立場からいくと、いわゆる市街化区域内、あるいは調整区域内、こういうことでいわゆるこの不公平が発生するというふうなことを一概に言えないというふうに私は思います。あえてこの論議は余りしませんけれども、現実には、当組合においても両市の一般会計から、例えば調整区域の中の浄化槽については補助金が出ていると、しかも単独槽から合併浄化槽に切りかえることについても、ちゃんと補助金の制度があるというふうなことですし、市街化区域内では目的税としての都市計画税がちゃんと位置づけられています。受益者負担の問題もちゃん

とあるというふうなことです。一概に私はそうは言えないというふうに考えます。

そこで、質問をちょっと変えます。現在の両市の財政状況について、組合としてどのように認識をされているのかお伺いしておきます。

○藤野 登議長 森田事務局長、答弁。

○森田進一事務局長 現在の構成市の財政状況の認識でございますけれども、構成市の財政状況の認識につきましては、今後、消費税の引き上げあるいは景気動向や国の取り組みと歩調を合わせて、財政抑制方針など、市税につきましては法人市民税を初め、個人市民税、固定資産税の減少、あるいは地方消費税交付税の減少など、歳入面でかなり厳しい状況と認識してございます。組合の財政状況も厳しく、現在では構成市の財政にお願いすることしかできません。極力構成市負担を少なくし、独自の下水道会計を確立していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○藤野 登議長 よろしいですか。

12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 財政状況は総体的に厳しいというふうな答弁であります。

確かに経済情勢を反映して、税収の問題あるいは国の交付金措置の問題、非常に不安定な要素がありますから、なかなか厳しい状況だというふうに私は認識をしてはおります。しかし、坂戸市の12月議会で、これは坂戸の財政状況について、石川市長にどういうふうな状況になっているかというふうな答弁を求めたのですが、財政状況は改善されているというふうな答弁をされております。鶴ヶ島についてはどういうふうな状況なのか、ちょっと私はわかりませんが、自由に使える財政調整基金も、坂戸は29億円になろうとしておりますし、鶴ヶ島は14億円程度だというふうなことを聞いております。

そこで、石川管理者にお伺いをしますけれども、石川管理者は、平成22年度のこの下水道料金改定時には、当組合の議員でもありました。この改定には反対をされていたということです。当時の石川議員の質疑で、下水道料金が12年間改定されなかったことに対して、普通だったら3年から5年で見直す、こういうふうな考えを示されておりますけれども、この見直しについては、石川管理者はどういうふうにお考えになっているのか、お伺いいたします。

○藤野 登議長 石川管理者、答弁。

○石川 清管理者 現在、組合には、平成23年に下水道条例で制定した下水道事業運営審議会がありますので、今後につきましては5年程度をめどに、審議委員さんに意見を伺って、下水道料金の見直しを検討したいと考えております。

○藤野 登議長 よろしいですか。

12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 見直しについては5年程度というふうなことであります。5年というふうなことになりますと、平成22年度から上がっているわけですから、平成27年度というふうになろうかなと思います。そうしますと、その前段で、審議委員の意見をお聞きになったり、あるいは市民への周知も含めると、そろそろもう検討が必要な年度に来ているのかなというふうに思います。この辺についてはどうでしょうか。来年、平成26年度が始まるわけですがけれども……。

○藤野 登議長 石川管理者、答弁。

○石川 清管理者 これからは、まず安定した経営基礎を築くことが第一であること、下水道事業は今後も大きな事業でありますので、莫大な費用が必要となります。今後、議会の議員の皆様と相談しながら進めてまいりたいと考えております。

○藤野 登議長 よろしいですか。

12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 組合もかなり建設されてから時間が経過をしているというふうなことは、理解しております。

それで、もう一点、当時、両市の財政が厳しくなっていることはわかる。しかし、その負担金を少なくするために値上げをするというのはいかがかというふうな質疑もされているのです。これは、いろいろ複雑な要素があると思いますけれども、やっぱり負担金を減らすのはどうなのだろうというふうなことだというふうに思いますけれども、現在、下水道組合の最高責任者というふうになられて、先ほども答弁がありましたけれども、これから下水道事業はかなりお金がかかるというふうなことは、私もわかりますけれども、このときの質疑の内容等に関連をして、市民としては本当に何とか料金を引き下げてほしいと、そういう非常に要望は強いものがありますけれども、この点についてどういうふうにお考えになっているのか、最後にお伺いをして終わります。

○藤野 登議長 石川管理者、答弁。

○石川 清管理者 議員のとき、平成21年12月議会で質疑したとおりであります。それで、先ほど申し上げましたが、これからは安定した経営基礎を築くことが第一であること、下水道事業は、大きな事業でありますので、今後も莫大な費用が必要であります。これからは、議員の皆さんと相談しながら、改定含め相談してまいりたいと思います。

○藤野 登議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

---

◇

### ◎議長の挨拶

○藤野 登議長 以上をもちまして、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、適切なるご議決を賜りまして、大変にありがとうございました。

なお、ことし1年間、下水道議員の皆様方におかれましては、いろいろとご尽力をいただきまして、衷心より感謝申し上げる次第でございます。来るべき年が皆様方にとりましてよい年でありますようにご祈念申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。

---

◇

### ◎管理者の挨拶

○藤野 登議長 管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 議員の皆様のおかげでスムーズに進行することができました。ありがとうございます。

新しい年が皆さんにとりまして、健康で明るく楽しくすばらしい年でありますようご祈念いたしまして、挨拶いたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

(午前11時10分)

○藤野 登議長 これをもちまして、平成25年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会いたします。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年 月 日

議 長 藤 野 登

署 名 議 員 長 谷 川 清

署 名 議 員 井 上 勝 司